

環境活動ポイント制度(AKP)の事業概要について

市では、平成26年度から、市民が取り組む環境活動（別表）にポイントを付与し、その環境活動によって貯めたポイントに応じ、地球環境にやさしい商品と交換できる環境活動ポイント制度（AKP）事業を実施します。

市内にお住まいの方ならどなたでも参加できます。

★参加条件：市内在住の方（世帯で登録）

★取組期間：平成26年6月～平成27年2月末

★取組内容：別表のとおり

★商品の引換時期：年2回の集計により、2回(11月・3月)/年度

★商品の引換：集計ごとの獲得ポイント数に応じ、市発行のカタログから選んでください。

※ひと世帯で貯められるポイントは、上限10,000P/年度となります。

※ポイント交換するためには最低3,000P集める必要があります。

※10月の集計ポイントを使わず、3月の集計に合算することもできます。

※予算の限りとなりますので、ご了承ください。

★応募方法：環境活動ポイント（AKP）制度参加用紙に必要事項を記入の上、メール、FAX、または直接窓口（本庁：環境保全室、関支所：森林林業室、環境センター：廃棄物対策室）へご提出ください。

*参加用紙は、直接窓口での配布及び市のホームページからダウンロードできます。

別表 《取り組み内容（一部抜粋）》

ポイント対象項目等	ポイント数
エコライフチェック10の取り組み（必須） ※報告は年2回（10月、2月）	1,000P/報告時
電気・ガスの使用量削減による加算ポイント（前年同月との比較）	電気：25P/kWh ガス：550P/m ³
環境に貢献する公的な活動等 例：市民大学キラリ講座・特別講演会への参加 里山公園や会故の森におけるイベントへの参加 環境に関するコンテストなどへの応募 など	100P/回
太陽光発電システムの導入（取組期間内）	400P/月
省エネ型のアエアコン、テレビ、冷蔵庫の購入（取り組み期間内） ※省エネルギーラベリング制度の省エネ基準達成率100%以上のもの	70P/月
エコカーの購入（取り組み期間内） ※乗用車は100%減税、軽自動車は75%減税以上のもの	600P/月

★取組内容の詳細は、環境保全室又は市のホームページをご覧ください。また、この取り組みについて興味があるからもっと詳しく知りたいとお考えの皆さまで、数人でもお集まりいただけましたら、ご説明に上がりますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

★問合せ先：環境産業部環境保全室 電話 84-5068 FAX82-9669

E-mail：kankyou-hozen@city.kameyama.mie.jp

※愛称AKP＝オール亀山ポイントの略（環境活動を亀山市域全域での取り組みとし推進していくため事業の愛称をAKPとしました。）